

## 議案第105号

### 港区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

#### 1 経緯

国は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を求め、全国統一的な個人情報保護制度の運用及び個人情報を含むデータを匿名化して利活用する取組を円滑に進めることを目的の一つとして、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律を公布し、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）を改正しました。保護法の改正により、令和5年4月1日からは地方公共団体が個別に運用していた個人情報保護制度が保護法に基づく全国共通ルールに統合され、国の独立行政委員会である個人情報保護委員会が一元的に監視監督することになります。

保護法に基づく全国共通ルールでは、保護法と重複する規定を地方公共団体の条例で規定することが認められないことから、現在の港区個人情報保護制度（以下「区保護制度」といいます。）を踏襲することを基本として、保護法の規定に反しない範囲で関係する条例の改正等を行うとともに、条例で定めることとされた不開示情報のほか、自己情報の開示等請求に係る手続について必要な事項を定めるため、港区個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）を廃止し、新たに港区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」といいます。）を制定します。

#### 2 区保護制度の主な変更点

- (1) 保護条例において規定している要注意情報「思想、信条、宗教、人種及び犯罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる事項に関する個人情報」は、保護法に基づく要配慮個人情報に名称が変わるとともに、「社会的身分、病歴や健康診断結果」が加わり、情報の範囲が広がります。
- (2) 自己情報開示等請求において、保護条例では、本人又は法定代理人に限り請求することができましたが、保護法では、本人の委任による任意代理人も請求が可能となります。
- (3) 保護法改正の趣旨を踏まえ、区保護制度を所掌する港区個人情報保護運

営審議会（以下「旧審議会」といいます。）と、港区情報公開制度を所掌する港区情報公開運営審議会とを統合し、個人情報保護と情報公開の両制度に関する審議を同一会議体である港区情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」といいます。）で行うことにより、効率的かつ効果的な制度運営を行います。

- (4) 保護条例では「死者の個人情報」に関する規定がないため、旧審議会答申により、「請求者自身の個人情報でもありと考えられる情報」又は「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報」は、開示請求を認めることができる運用としてきました。

保護法第2条では「『個人情報』とは、生存する個人に関する情報」と規定しているため、死者情報は個人情報に含まれません。

死者情報の取扱いについて別途要領等で定め、旧審議会答申に基づく運用を継続します。

### 3 条例（案）の概要

#### (1) 趣旨（第1条）

保護法の施行に関して必要な事項を定める旨を定めます。

#### (2) 定義（第2条）

法施行条例で使用する用語の意義及び実施機関を定めます。

#### (3) 実施機関の責務（第3条）

区保護制度に係る実施機関の責務を定めます。

#### (4) 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示情報（第4条）

自己情報開示請求に係る不開示情報と、情報公開請求に係る不開示情報を同一とする旨を定めます。

#### (5) 手数料等（第5条）

開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を開示請求者負担とすること及び減免事項を定めます。

#### (6) 開示請求書の記載事項（第6条）

開示請求に係る文書の特定に資するため、開示請求書に開示請求理由を記載することができる旨を定めます。

#### (7) 開示決定等の期限（第7条）

開示請求の決定期限を現在と同じく請求翌日から14日以内とすること、理由がある場合は30日以内に限り延長することができる旨を定めます。

#### (8) 開示決定等の期限の特例（第8条）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量のときは、更に決定期限を延長することができる特例を定めます。

- (9) 訂正決定等の期限（第9条）  
訂正等請求の決定期限を現在と同じく請求翌日から20日以内とすること、理由がある場合は30日以内に限り延長することができる旨を定めます。
- (10) 訂正決定等の期限の特例（第10条）  
訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、更に決定期限を延長することができる特例を定めます。
- (11) 利用停止決定等の期限（第11条）  
利用停止請求の決定期限を現在と同じく請求翌日から20日以内とすること、理由がある場合は30日以内に限り延長することができる旨を定めます。
- (12) 利用停止決定等の期限の特例（第12条）  
利用停止請求に特に長期間を要すると認めるときは、更に決定期限を延長することができる特例を定めます。
- (13) 本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置（第13条）  
任意代理人からの開示等請求の際に、請求者本人の意思を確認することができる旨を定めます。
- (14) 審議会への諮問等（第14条）  
審議会への諮問事項等を以下のとおり定めます。  
ア 法施行条例の改正又は廃止を伴う重要事項を審議する場合  
イ 保護法第66条（安全管理措置）に基づく基準を定める場合  
ウ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用を定める場合  
エ 特定個人情報保護評価（PIA）の点検を行う場合  
オ 個人情報の保護に関する制度の実施状況を報告する場合
- (15) 国等への要請（第15条）  
個人情報の保護に関する制度に係る適切な措置について区長から国等へ要請する旨について定めます。
- (16) 実施状況の公表（第16条）  
個人情報の保護に関する制度の実施状況を毎年1回公表する旨について定めます。
- (17) 委任（第17条）  
法施行条例施行に関して必要な事項を区規則で定める旨を定めます。
- (18) 付則  
ア 施行期日（第1条）  
法施行条例は、令和5年4月1日から施行します。  
イ 港区個人情報保護条例の廃止（第2条）  
保護条例は、廃止します。  
ウ 港区個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置（第3条）

- (ア) 保護条例に定める従事者（職員、受託者、指定管理者）に対する個人情報の取扱いに関する義務について、保護条例の廃止後も守秘義務を継続します。
- (イ) 法施行条例の施行前において保護条例に基づく旧審議会の委員であった者に対する守秘義務を継続します。
- (ウ) 法施行条例の施行前に保護条例に基づく自己情報開示等請求があった場合は、保護条例に基づき決定等を行います。
- (エ) 保護条例の廃止前に保有していた個人情報を法施行条例の施行後に正当な理由なく提供した場合には、保護条例の罰則を適用します。
- (オ) 保護条例の廃止前に業務に関して知り得た個人情報を、法施行条例の施行後に不正に提供・盗用した場合には、保護条例の罰則を適用します。

エ 港区個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置（第4条）

保護条例の廃止前に違反行為が行われ、罰則の適用が保護条例廃止後になる場合は、保護条例に基づく罰則が適用されます。

しかし、経過措置を設けずに保護条例を廃止すると罰則を適用できなくなるため、保護条例廃止後に罰則を適用するための経過措置です。

オ 港区暴力団排除条例の一部改正（第5条）

個人情報の保護に関する制度の根拠法令が、保護条例から個人情報の保護に関する法律に変わるため、引用している条例の題名、条項等を改正します。

港区暴力団排除条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(個人情報の提供)</p> <p>第二十三条 港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年港区条例第 号)第二条第二項に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため、必要に応じて、警察等、区民等及び事業者から必要な個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報という。以下同じ。)の提供を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(個人情報の提供)</p> <p>第二十三条 港区個人情報保護条例(平成四年港区条例第二号)第二条第五号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため、必要に応じて、警察等、区民等及び事業者から必要な個人情報(同条第一号に規定する個人情報という。以下同じ。)の提供を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>

(中略)

(港区暴力団排除条例の一部改正)

第五条 港区暴力団排除条例(平成二十六年港区条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「港区個人情報保護条例(平成四年港区条例第二号)第二条第五号」を「港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年港区条例第 号)第二条第二項」に、「同条第一号」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項」に改める。